

○横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則

平成24年3月30日

規則第35号

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市学校給食費の管理に関する条例(平成22年12月横浜市条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(給食実施校)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める学校は、横浜市立学校条例(昭和39年3月横浜市条例第19号)別表の1の表に定める小学校(横浜市立新井小学校桜坂分校を除く。以下「小学校」という。)、同条例別表の3の表に定める義務教育学校(前期課程に限る。以下「義務教育学校」という。)及び同条例別表の5の表に定める特別支援学校(横浜市立浦舟特別支援学校、横浜市立日野中央高等特別支援学校及び横浜市立二つ橋高等特別支援学校を除く。以下「特別支援学校」という。)とする。

(学校給食費の額)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(学校給食費の納付期限等)

第5条 条例第7条に規定する規則で定める日は、幼児、児童又は生徒が学校給食を受ける年度の5月から翌年3月までの毎月末日とする。

2 前項に規定する各納付期限における納付額については、市長が定める。

3 市長は、第1項に規定する納付期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

別表(第4条)

| 保護者等の別  | 年額      |
|---|---------|
| 特別支援学校の幼稚部の幼児の保護者等  | 46,750円 |
| 小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部の児童並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(横浜市立中村特別支援学校、横浜市立上菅田特別支援学校、横浜市立若葉台特別支援学校、横浜市立北綱島特別支援学校及び横浜市立東俣野特別支援学校の生徒に限る。)の保護者等 | 50,600円 |
| 特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(横浜市立盲特別支援学校、横浜市立港南台ひの特別支援学校、横浜市立ろう特別支援学校及び横浜市立本郷特別支援学校の生徒に限る。)の保護者等  | 62,700円 |